

青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策について（令和元年度・最終版）

青少年のインターネット利用

（現状と課題）

- ・パソコンのみならず、インターネットに接続可能な機器が多様化し、特にスマートフォンからの利用が増加
- ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及により、ネット上での多彩なコミュニケーションが発達
- ・Wi-Fi等の無線LANの普及による大容量データの送受信が可能となり、動画視聴も手軽に可能
- ・タブレット端末も廉価で利用でき、日々の学習などにも利活用が進む一方で、
- ・1つのデバイスで様々なことが実現できるため、長時間利用する傾向にあり、睡眠不足、倦怠感など日常生活に影響する場合もある。

※利用時間

- （利用機器計・H30年度）
- ・2時間以上利用 61.5%
- ・平均利用時間 168.5分
- ※高校生は217.2分

- ・ネット上の人間関係でのトラブルやSNSを介して犯罪被害に遭うなどの弊害がある

※SNS等に起因する事犯の被害児童数（平成30年中）

- 全国 1,811人
- 県内 200人
- （年齢別内訳・県内）
- 17歳 19%
- 16歳 29%
- 15歳 24%

（フィルタリングの利用）

- 全国、県いずれも利用の有無が判明した児童・生徒のうち、被害当時9割程度が未実施
- （警察庁、県警察調査）

青少年がインターネット利用の負の面を十分に意識した上で、**自分自身にあった適切な利用ができるよう**、現状の課題を分析し、対策を実施する。（別紙1、2）

※スマートフォンでのネット利用率（平成30年度）

- ・小学生 40.7%
- ・中学生 65.8%
- ・高校生 94.3%
- ※利用内容
- ・動画視聴
- ・コミュニケーション
- ・ゲーム など
- （内閣府調査※調査内容変更あり）

○フィルタリングの不徹底
スマートフォンでのフィルタリング設定率（H30年度）

- 小学生…22.5%
- 中学生…40.4%
- 高校生…40.2%
- （内閣府調査）

○保護者の知識不足
十分理解せず契約、管理世代間
デジタルディバイド

- 利用者の低年齢化
保護者への周知の早期実施の必要性
- 効果的な利用促進に向けた周知等についての連携

○SNSを介した犯罪被害
○いわゆる「**自画撮り**」被害

近年被害が増加傾向

- 長時間の利用
- 相談の困難性

【関係機関等の主な取組】

- 県青少年課
 - ・保護者向け啓発リーフレット等の作成、配布
- 県消費生活課
 - ・インターネット被害未然防止講座の開催
- 県教育委員会
 - ・携帯電話教室の実施
 - ・生徒・児童の利用に関するアンケートの実施
- 県警察
 - ・サイバーパトロールの実施
 - ・サイバー教室の開催、サイバーボランティアの養成

【法律の状況】

- 青少年インターネット環境整備法（H30.2施行）
 - ・青少年利用の確認義務、フィルタリング等の説明義務を新設
 - ・フィルタリング設定の対象機器拡大
 - ・スマートフォン等の購入の際に店頭でのフィルタリング設定義務付け
 - （保護者が不要とした場合を除く）

対策	内容	メリット	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ○周知啓発 ・フィルタリングの徹底 ・適切な利用方法の周知 	<p>＜保護者等関係者への周知啓発＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○より対象者に訴求する周知 ○フィルタリングに関する義務 ・保護者は、フィルタリング解除の場合、理由を事業者に出す ・店頭でフィルタリングを設定しない場合には、家庭で適切に設定 ○適切な利用方法 ・利用のリスクについての周知 ・家庭でのルール作り ・情報リテラシーの習得と向上 ○低年齢層の保護者への周知 ○教員など関係者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○周知啓発 ・ネット上のトラブルについて、注意喚起し、未然防止を図ることができる。 ・機会をとらえた周知により、保護者等が知識を得る機会が増える。 ・安易なフィルタリング解除を抑制 ・家庭でインターネット利用全体を考え、話し合う機会を作ることができる。 ・情報リテラシーを活用して利用できる。 ○連携 ・効率的で、より多くの対象者への周知啓発が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○効果 ・保護者等の意識向上 ○保護者（青少年） ・機器の操作が複雑化している中で、適切な利用方法についての理解促進 ○連携 ・関係機関が個別に活動している内容について情報共有の必要性
+			
<ul style="list-style-type: none"> ○青少年の被害防止のため規制 ・事業者へのフィルタリング設定義務等 ・自画撮り被害対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○携帯電話事業者 ・青少年の利用の有無の確認 ・新規契約時、保護者にネットの危険性やフィルタリングの必要性を説明する義務 ・店頭でのフィルタリング設定義務 	<ul style="list-style-type: none"> ○フィルタリング徹底の効果 ・店頭で設定まで行うことにより、機能制限なども有効に活用でき、適切な設定での利用が促される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者・保護者（青少年） ・窓口で多くの内容について説明がされる中で、利用者に対して確実に伝わる伝達方法
<ul style="list-style-type: none"> 自画撮り被害 （県内・H30中） ・コミュニティサイトに起因する被害者 30名 （高校生57%、中学生30%、小学生10%（県警察調査）） 	<ul style="list-style-type: none"> ○自画撮り被害において、脅迫したりして画像を要求するなどの行為への条例による規制 ○自画撮り被害防止に向けた効果的な普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○規制、普及啓発の効果 ・児童ポルノ禁止法対象外の要求段階での相談にも対応可能 ・要求自体についても一定の抑止効果が期待 	<ul style="list-style-type: none"> ○規制 ・インターネット上のやり取りに対する規制の実効性 ・規制する行為の範囲 ・規制対象外の行為への対応

- ・ネット依存対策
- ・ネット世代への対応 など